

改正

平成14年10月4日規則第69号

平成18年3月28日規則第34号

山形県県民の海・プール条例施行規則をここに公布する。

山形県県民の海・プール条例施行規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、山形県県民の海・プール条例（平成12年3月県条例第26号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用時間)

**第2条** 山形県県民の海・プール（以下「プール」という。）の利用時間は、条例第4条の規定により指定管理者が管理を行う場合を除き、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる時間とする。

区分		利用時間
7月20日から8月20日までの期間	国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）及び日曜日	午前10時から午後6時まで
	上記以外の日	午前10時から午後9時まで
11月1日から翌年の3月31日までの期間	休日（土曜日を除く。）及び日曜日	午前10時から午後6時まで
	月曜日及び水曜日から金曜日までの日（休日である日を除く。）	午後1時から午後8時まで
	土曜日	午前10時から午後8時まで
その他の期間	休日（土曜日を除く。）及び日曜日	午前10時から午後6時まで
	月曜日から金曜日までの日（休日である日を除く。）	午後1時から午後9時まで
	土曜日	午前10時から午後9時まで

2 知事は、必要があると認めるときは、前項の利用時間を変更することができる。

(休館日等)

**第3条** プールの休館日は、条例第4条の規定により指定管理者が管理を行う場合を除き、11月1日から翌年の3月31日までの期間の火曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）であるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）とする。ただし、知事は、必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

2 知事は、管理上必要があると認めるときは、プールの一部の供用を休止することができる。

附 則

この規則は、平成12年4月13日から施行する。

附 則（平成14年10月4日規則第69号）

この規則は、平成14年11月1日から施行する。

附 則（平成18年3月28日規則第34号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。